

鳥取県教育委員会訓令第4号

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年12月22日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

第1条 教育委員会事務局職員の任免発令規程（昭和44年鳥取県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(任免の発令の方法)</p> <p>第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令書又は第2号様式による昇給（昇格）・給与決定通知書を職員に交付して行う。ただし、行政組織の変更による配置換え又は職名変更の発令については内訓をもって、昇任（職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、行政組織の変更によらない配置換え（勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、転任、出向、転職、兼職、兼務、事務取扱、兼職解除、兼務解除、事務取扱解除、派遣、派遣期間更新、派遣解除、研修又は研修解除の発令については口頭による伝達をもって、<u>昇給、昇格、降格又は給与決定の発令については電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法であって、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信することにより行うものをいう。）による伝達をもってこれに代えることができる。</u></p>	<p>(任免の発令の方法)</p> <p>第2条 職員の任免の発令は、第1号様式による辞令書又は第2号様式による昇給（昇格）・給与決定通知書を職員に交付して行う。ただし、行政組織の変更による配置換え又は職名変更の発令については内訓をもって、昇任（職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号）第4条第1項の規定により引き続いて勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、行政組織の変更によらない配置換え（勤務延長職員又は再任用職員が期限又は任期の定めのない職員となる場合に併せて行われるものを除く。）、転任、出向、転職、兼職、兼務、事務取扱、兼職解除、兼務解除、事務取扱解除、派遣、派遣期間更新、派遣解除、研修又は研修解除の発令については口頭による伝達をもってこれに代えることができる。</p>
<p>別表（第3条関係）</p> <p>職員任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>職員任免の発令の形式</p> <p>第1 一般職の職員（臨時的任</p>

<p>用職員を除く。)の場合</p> <p>1 採用(現に職員でない者を職員の職(以下「職」という。)に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育長以外の職員の場合</p> <p>(ア)</p> <p>鳥取県……に任命する</p> <p>(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による)</p> <p>……職……級に決定する</p> <p>……号給を給する</p> <p>……勤務を命ずる</p>	<p>(ア) 職員の種類の別とする。</p> <p>○公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定により採用する場合に限る。</p> <p>○任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)第4条の規定により採用される職員(以下「任期付研究員」という。)及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第2条第1項の規定により採用される職員(以下「特定任期付職員」という。)を採用する場合を除く。</p> <p>○所属課所の長への</p>	<p>用職員を除く。)の場合</p> <p>1 採用(現に職員でない者を職員の職(以下「職」という。)に任用する場合。ただし、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用する場合を除く。)</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育長以外の職員の場合</p> <p>(ア)</p> <p>鳥取県……に任命する</p> <p>(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第10条第1項の規定による)</p> <p>……職……級に決定する</p> <p>……号給を給する</p> <p>……勤務を命ずる</p>	<p>(ア) 職員の種類の別とする。</p> <p>○公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定により採用する場合に限る。</p> <p>○任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年鳥取県条例第4号)第4条の規定により採用される職員(以下「任期付研究員」という。)及び任期付職員の採用等に関する条例(平成14年鳥取県条例第67号)第2条第1項の規定により採用される職員(以下「特定任期付職員」という。)を採用する場合を除く。</p> <p>○枠外の場合には「特に……円を給する」とする。</p> <p>○所属課所の長への</p>
--	--	--	---

<p>(イ) ……を命ずる 任期は…年…月…日 までとする</p> <p>2～42 略</p> <p>43 給与決定</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育長以外の職員の場合（転職（給料表を異にして異動させる場合及び職務の級又は号給に変更がある場合に限る。）又は転任に伴い、給与を決定する場合） ……職…級に決定する ……号給を給する</p> <p>44 昇給（同一の職務の級のうちに号給又は給料月額を上位の号給又は給料月額にする場合） ……職…級…号給を給する</p>	<p>採用の場合を除く。</p> <p>(イ) 職名とする。 ○任期付研究員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定により採用される職員（同項第1号に掲げる採用に係るものに限る。以下「任期付職員」という。）、特定任期付職員又は任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用される職員（以下「一般任期付職員」という。）を採用する場合に限る。</p>	<p>(イ) ……を命ずる 任期は…年…月…日 までとする</p> <p>2～42 略</p> <p>43 給与決定</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育長以外の職員の場合（転職（給料表を異にして異動させる場合及び職務の級又は号給に変更がある場合に限る。）又は転任に伴い、給与を決定する場合） ……職…級に決定する ……号給を給する</p> <p>44 昇給（同一の職務の級のうちに号給又は給料月額を上位の号給又は給料月額にする場合） ……職…級…号給を給する</p>	<p>採用の場合を除く。</p> <p>(イ) 職名とする。 ○任期付研究員、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定により採用される職員（同項第1号に掲げる採用に係るものに限る。以下「任期付職員」という。）、特定任期付職員又は任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用される職員（以下「一般任期付職員」という。）を採用する場合に限る。</p> <p>○枠外の場合には「特に……円を給する」とする。</p> <p>○枠外昇給の場合には、「…職…級特に…円を給する」</p>
--	---	--	---

45～48 略 第2及び第3 略	45～48 略 第2及び第3 略	とする。
---------------------	---------------------	------

第2条 教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第2条関係）

昇給（昇格）・給与決定通知書

所属名	
職員コード	氏名

左記のとおり発令したので通知する。

発令年月日			給料表 コード	級	号給	要因コード	給料月額（円）	特例額（円）	摘 要
年	月	日							

年 月 日

鳥取県教育委員会

